



ご質問：投資信託の分配金についての確定申告メリットは？

内容 投資信託の分配金を、特定口座(源泉徴収あり)で受け取っているにもかかわらず、あえて確定申告をすることに何かメリットはあるのでしょうか？

ご回答：お客さまの「取引の損益状況」や「所得」によっては、確定申告で「上場株式等譲渡損失の3年間の繰越控除」または「配当控除の適用」を受けられる可能性があります。

解説 投信の分配金(配当所得)の確定申告には二通りの方法があります。
「分離課税の確定申告」と「総合課税の確定申告」です。

(1) 「分離課税」の確定申告のメリット

「損益通算」と「譲渡損失の3年間の繰越控除」が利用できます。

特定口座(源泉徴収あり)は、口座内の損益通算を自動的に行いますが、複数の金融機関に特定口座を持っている場合は、異なる金融機関との損益通算はしてくれません。しかし、確定申告をすることで、複数の金融機関にある特定口座の損益通算が可能になります。

また、当年の損益通算で控除しきれない譲渡損失については、確定申告をすることで翌年以降、その損失を3年間繰り越すことができます。

(2) 「総合課税」の確定申告のメリット

総合課税の税率が低いもしくは課税所得がない場合は「配当控除」が利用できます。

総合課税の確定申告をすると、一定金額が税額控除されます。税額控除される金額は分配金に配当控除率を乗じたものですが、この配当控除率は、投信の外貨建資産および株式以外の資産の組み入れ割合により異なります。ただし、総合課税は超過累進課税のため、所得が高い人ほど税負担が大きくなります。所得金額によってはデメリットにもなることがありますのでご注意ください。

【注意】 上記の(1)と(2)は同時に適用を受けることができません。どちらか一方を選ぶ、選択適用となります。

以上

本資料は当社の顧問税理士が監修しています。なお、本資料は情報の提供を目的としたもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。記載内容については万全を期しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではなく、また、法律や制度の改正等により、記載内容に変更が生じる場合があります。実際の課税の取扱や証券税制の詳細につきましては、お近くの税務署もしくは税理士等にご確認ください。(EK101161)

【監修：当社顧問税理士 青柳昇司】

